

議案第48号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和2年6月3日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例  
東京都板橋区手数料条例（平成12年板橋区条例第10号）の一部を  
次のように改正する。

別表172の5の項額の欄中

「

2 1 以外の場合

(1) 一戸建て住宅

ア 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に  
定める基準をいう。）による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの  
は34,400円、200平方メートル以上のものは3  
8,400円

イ 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に  
定める基準をいう。以下同じ。）による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの  
は17,700円、200平方メートル以上のものは1  
9,100円

(2) (1)以外の建築物

ア 住宅部分

(7) 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)  
又は同項第3号に定める基準をいう。）による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
は69,100円、300平方メートル以上2,0

00平方メートル未満のものは116,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは196,000円、5,000平方メートル以上のものは281,000円

(イ) 仕様基準による場合

を  
「

2 1以外の場合

(1) 一戸建て住宅

ア 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは34,400円、200平方メートル以上のものは38,400円

イ モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは17,700円、200平方メートル以上のものは19,100円

ウ 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。）による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは17,700円、200平方メートル以上のものは19,100円

(2) (1)以外の建築物

ア 住宅部分

(7) 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下

同じ。)による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは69,100円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは116,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは196,000円、5,000平方メートル以上のものは281,000円

(イ) フロア入力法(省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。)による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは33,100円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは58,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは104,000円、5,000平方メートル以上のものは157,000円

(ウ) 仕様基準による場合

に改め、同表備考第1号ただし書中「及び」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は共用廊下等の部分を除く場合」を加える。

別表備考第10号を同表備考第16号とし、同表備考第9号中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同号を同表備考第13号とし、同号の次に次の2号を加える。

14 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(性能基準又はフロア入力法による場合に限る。)について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

15 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手

数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

別表備考第 8 号中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同号を同表備考第 1 2 号とし、同表備考第 7 号中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同号を同表備考第 1 1 号とし、同表備考第 6 号を同表備考第 8 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 9 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

1 0 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 9 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、1 7 2 の 3 の項の規定により算出した額とする。

別表備考中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 9 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価

の方法により行う場合の手数料の額は、172の項1の規定により算出した額とする。

- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、172の2の項1の規定により算出した額とする。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴い、住宅における簡易な評価方法の追加に係る手数料額を新設等するほか、所要の規定整備をする必要がある。